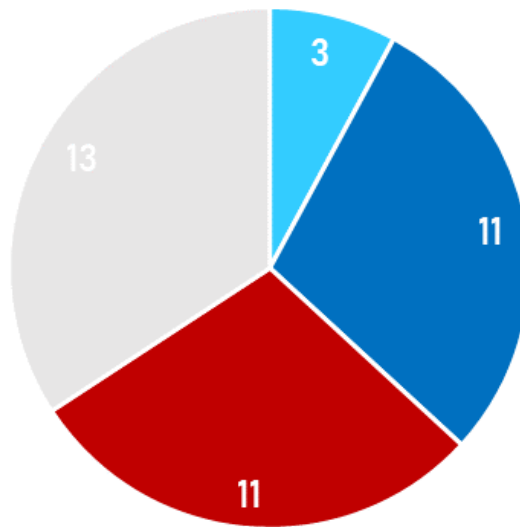


傷病鳥獣等における感染症の実態把握に係るアンケート集計結果

アンケート発出自治体数：47

回答自治体数：38（回答率 81%）

（1）－1 傷病鳥獣救護事業はどのような体制で実施していますか（回答自治体数 38）



- 鳥獣行政担当部局が所管施設（鳥類保護センター等、以下同じ）を持ち、都道府県が直轄して実施している。
- 鳥獣行政担当部局が所管施設を持ち、直轄でも管理しているが、一部外部委託（公立／民間問わない、以下同じ）している。
- 鳥獣行政担当部局の所管施設は無く、すべてを外部委託している
- その他

（1）－2 「その他」と回答した場合、体制を具体的に教えてください（回答自治体数 13）

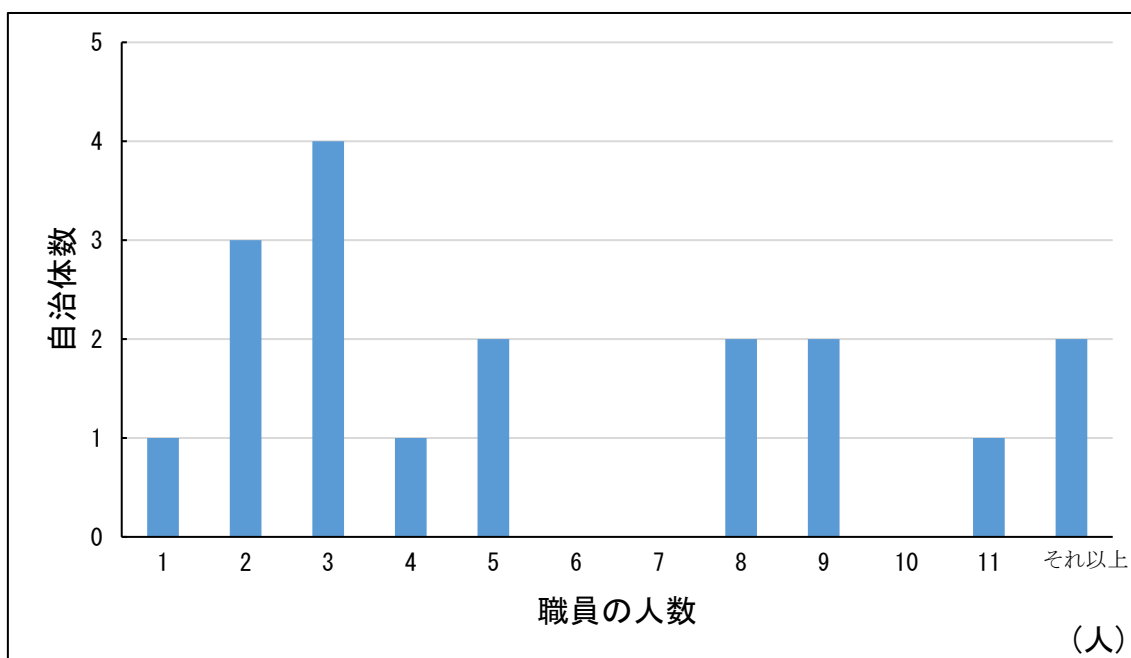
- ・ 鳥獣行政担当部局の所管施設を持ち、運営はすべて外部委託している。（3）
- ・ 鳥獣行政担当部局の所管施設は無く、一部外部委託している。（2）
- ・ 鳥獣行政担当部局の所管施設は無く、外部委託もしていない。（1）
- ・ 鳥獣行政担当部局の所管施設は無く、行政職員が対応し、自治体で登録した動物病院にて傷病鳥獣救護を行っている。（1）
- ・ 基本的には外部委託であるが、行政職員が対応することもある。（1）

その他

- ・ 自治体職員が保護等対応を行い、治療等の処置は獣医師（ボランティア）に依頼。（1）

- ・野生鳥獣救護ドクター(自治体内獣医師会推薦)を核として、NPO法人等の協力を得ながら実施。治療後、野生復帰まで長期療養が必要と判断した個体の飼養については、自治体が動物愛護管理センター内に設置した傷病鳥獣一時保護施設を活用するほか、必要に応じて、ボランティアの協力を得る。なお、一時保護施設には、専任職員は常駐しておらず、鳥獣行政担当部局より、鳥獣専門員や獣医師職の職員を派遣するとともに、動物愛護管理センターの協力を得ながら飼養管理等を行っている。
- ・委託契約として動物園と獣医師会が指定する動物病院で傷病鳥獣の受入と治療を実施している他、自治体の鳥獣保護および動物愛護の担当部局（振興局 専用の保護収容施設は無し）で保護収容を実施。

(1) - 3 所管施設の職員の人数を教えてください (回答自治体数 19)



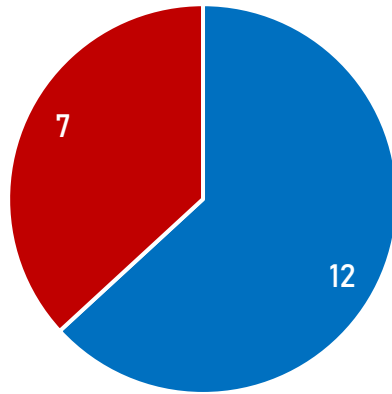
※ (1) - 1 で①、②または③と回答した 27 自治体内 19 自治体が回答
 ※所管施設を有さないが人数を回答した 1 自治体は集計から除外した

人数を回答しなかった 7 自治体の内訳は以下。(回答自治体数 7)

- ・行政職員が適宜対応しているため人数不明 (4)
- ・外部委託のため人数不明 (2)
- ・外部委託も行っていない (1)

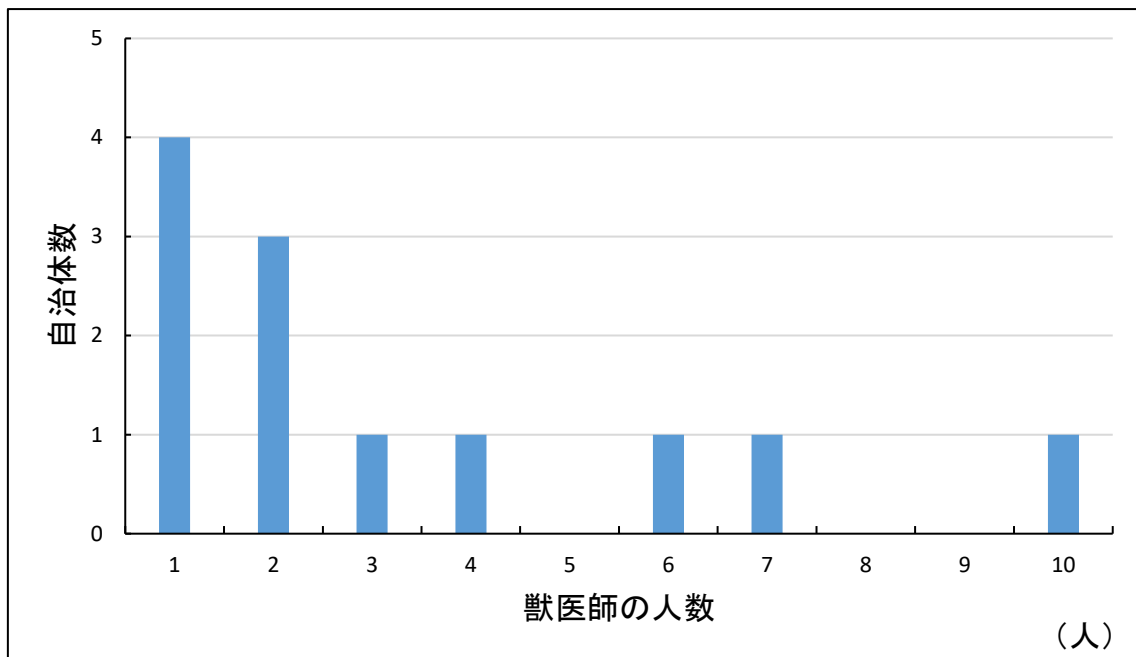
(1) - 4 所管施設の職員の中に獣医師はいますか

所管施設に職員がいると回答した 19 自治体の回答 (回答自治体数 19)

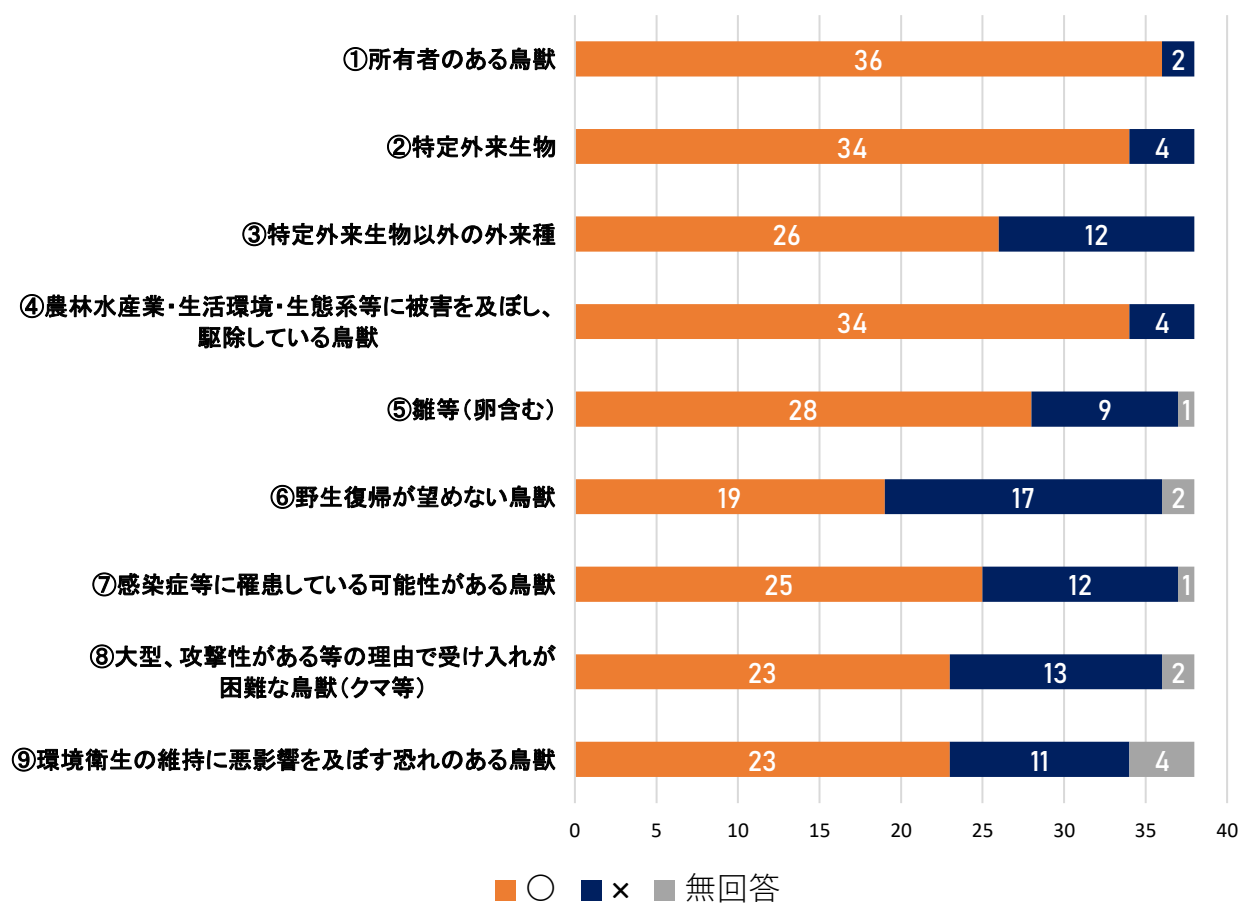


■ いる ■ いない

(1) - 5 「いる」と回答した場合、獣医師の人数を教えてください (回答自治体数 12)



(2) 救護対象外としている鳥獣の考え方を教えてください。(回答自治体数 38)



④、⑧、⑨について具体的な鳥獣種を回答した種別自治体数（哺乳類）

順位	種名	自治体数
1	イノシシ	22
2	ニホンジカ	25
3	ハクビシン	14
4	ニホンザル	15
5	タヌキ	13
6	キツネ	8
7	ノウサギ	6
8	アナグマ	5
8	ツキノワグマ	5
10	アライグマ	4
10	イタチ	4
12	ヌートリア	3
12	ノイヌ	3
12	ノネコ	3
15	シベリアイタチ	2

順位	種名	自治体数
16	テン	1
16	アメリカミンク	1
16	ミンク	1
16	ヒグマ	1
16	台湾リス	1
16	シマリス	1
16	ユキウサギ	1
16	ウサギ	1
16	コウモリ	1
16	ゴマフアザラシ	1
16	中型哺乳類	1
16	アブラコウモリ	1
16	モグラ類及びネズミ類	1

④、⑧、⑨について具体的な鳥獣種を回答した種別自治体数（鳥類）

順位	種名	自治体数	順位	種名	自治体数
1	カワウ	19	25	コサギ	1
2	ムクドリ	13	25	ダイサギ	1
3	カラス	15	25	トビ	1
4	ハシボソガラス	12	25	ガビチョウ	1
5	ハシブトガラス	13	25	ソウシチョウ	1
6	カワラバト（ドバト）	15	25	オオセグロカモメ	1
7	スズメ	11	25	ハト	1
8	キジバト	10	25	カモ類	1
9	ヒヨドリ	9	25	カモ類のうち狩猟鳥	1
10	カルガモ	7	25	インドクジャク	1
11	ニューナイスズメ	4	25	エゾライチョウ	1
11	ミヤマガラス	4	25	ヤマドリ	1
11	ゴイサギ	4	25	キジ	1
11	アオサギ	4	25	コジュケイ	1
15	マガモ	3	25	ヨシガモ	1
16	ヒドリガモ	2	25	バン	1
16	ハシビロガモ	2	25	ヤマシギ	1
16	オナガガモ	2	25	タシギ	1
16	コガモ	2	25	ウソ	1
16	ホシハジロ	2	25	アマサギ	1
16	キンクロハジロ	2			
16	スズガモ	2			
16	クログアモ	2			
16	ウミネコ	2			
25	エゾライチョウ	1			
25	ヤマドリ	1			
25	キジ	1			
25	コジュケイ	1			
25	ヨシガモ	1			
25	バン	1			
25	ヤマシギ	1			
25	タシギ	1			
25	ウソ	1			
25	アマサギ	1			

④「農林水産業・生活環境・生態系等に被害を及ぼし、駆除している鳥獣」の具体的な鳥獣種

鳥類

カワウ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ミヤマガラス、ドバト、インドクジャク、マガモ、カルガモ、カモ類のうち狩猟鳥、ゴイサギ、アオサギ、サギ類、オオセグロカモメ、ウミネコ（繁殖期）

哺乳類

ノウサギ、タヌキ、キツネ、アライグマ、アナグマ、ハクビシン、モグラ類、アブラコウモリ、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、ニホンザル、ゴマフアザラシ

具体的な鳥獣種以外の回答

- ・個別事例ごとに判断（例：ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト）
- ・本自治体で作成しているレッドデータブックで絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種に分類されているものを対象としている。
- ・13次鳥獣保護事業計画に定める有害鳥獣捕獲の対象となっている鳥獣（例：ニホンジカ、イノシシ、カラス等）
- ・傷病鳥獣救護の対象としているのは、①「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定される哺乳類・鳥類、②「本自治体希少野生動植物保護条例」に基づく希少野生動物、③「本自治体版レッドリスト」掲載種（準絶滅危惧以上の哺乳類・鳥類）が原則となる。ただし、過去の経緯や救護時の状況等から希少種以外でも救護に応じている実態がある。
- ・具体的に鳥獣種を定めてはいないが、県の13次鳥獣保護管理事業計画において、予察による被害防止の目的での捕獲対象となる鳥獣として予察表に示している鳥獣は、原則保護の対象外としている。

⑧「大型、攻撃性がある等の理由で受け入れが困難な鳥獣（クマ等）」の具体的な鳥獣種

ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、クマ、ニホンジカ、イノシシ、タヌキ

具体的な鳥獣種以外の回答

- ・具体的な鳥獣種は指定しておらず、回収するのに危険を伴う傷病個体全般（飛び回るほど元気な場合等）を救護対象外としている。
- ・収容環境が整っていないため、ハクチョウ類などの大型鳥類。

- ・本自治体で作成しているレッドデータブックで絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種に分類されているものを対象としている。ツキノワグマは、希少種になっているが、大型、攻撃性がある鳥獣を救護できる体制がないため受け入れ困難。（これまでに事例はない。） 例：ツキノワグマ
- ・本自治体では、傷病鳥獣の対象を上記④のとおり限定しています。また、救護業務を自治体内の公立動物園及び県獣医師会に委託しており、施設が受け入れ困難な鳥獣は対象外となります。
- ・委託先の動物病院等で受け入れが困難とされたもの
- ・人に危害を及ぼすおそれのある鳥獣（具体的な種の指定なし）

⑨「環境衛生の維持に悪影響を及ぼす恐れのある鳥獣」の具体的な鳥獣種

ハシブトガラス、ネズミ類（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ、ジャコウネズミ）、モグラ、ノヤギ

具体的な鳥獣種以外の回答

- ・施行規則第 78 条 1 項及び第 2 項に規定するドブネズミやアザラシ等
- ・本県で作成しているレッドデータブックで絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種に分類されているものを対象としている。また、レッドデータブックで希少種等に分類されているものであっても、野生復帰が望めない個体やヒナ、狩猟鳥獣である種は対象外としている。）
- ・法※第 80 条に規定する鳥獣
(※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)
- ・獣類は受け入れる体制がないため、受け入れていない。
- ・飛行・歩行可能である野生鳥獣、誤認救護と判断されるもの、モグラ、本自治体外に生息している野生鳥獣、ドバト、狩猟鳥獣、希少種以外の鳥類の雛・卵、高病原性鳥インフルエンザに罹患しているおそれのある野鳥
- ・対象外鳥獣の指定ではなく、対象鳥獣を指定している。⑦は高病原性鳥インフルエンザの感染が疑われる個体は対象外としている。
- ・天敵に襲われる、自然災害により負傷など人為的な要因以外で負傷した鳥獣、鳥獣保護管理法適用外（ドブネズミ等）
- ・希少種のみが救護対象
- ・原則として絶滅が危惧される鳥獣等に限定して受け入れを行っているが、協力獣医師は教育的見地等から保護が必要と判断した場合は、その他鳥獣についても受け入れを行っている。
- ・特に規定はないが、地域機関の地理的・人的な負担を軽減するため、野生復帰が望めない鳥獣に対しての保護が見送られている事例はある。

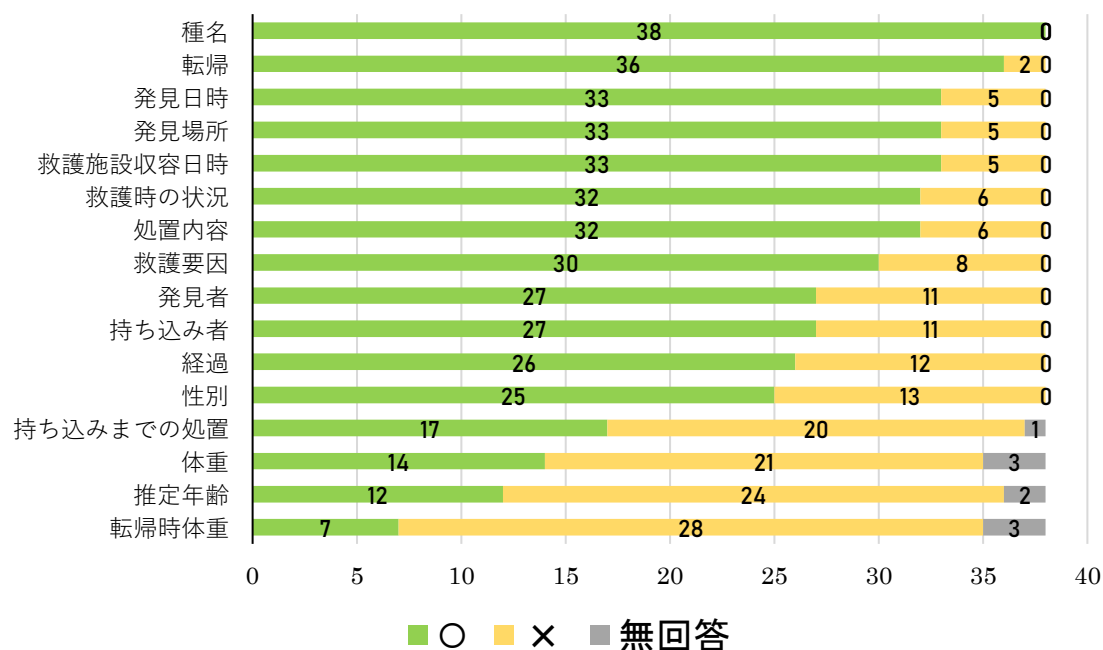
- ・海生哺乳類も受け入れ不可。ヒナは受け入れ可能、卵は受入不可。
 - ・鳥獣以外の野生生物（爬虫類、両生類など）
 - ・⑨については、そもそも傷病鳥獣として通報・相談を受けることが考えにくい。
 - ・人為的原因以外（天敵による負傷、落巢など）、卵、飼育由来の個体との区別が困難な種。
 - ・ニホンカモシカ、ヤマネ等は天然記念物なので救護対象外（天然記念物は教育委員会が対応）。自然の中で負傷した鳥獣は救護対象としない（原則、人為的な原因による傷病鳥獣のみ救護対象としている）。
 - ・法※第13条第1項に規定する鳥獣
 - ・狩猟及び有害鳥獣捕獲により負傷した鳥獣
 - ・国指定鳥獣保護区内において保護された鳥獣（環境省の所管）
 - ・法※第2条第4項に規定する希少鳥獣（環境省の所管）
- （※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

<除外規定の解除>

対象鳥獣から除かれる鳥獣であっても、次の場合に限り保護等の対象とする。

- （1）青少年への教育上の観点から必要と認められる場合
- （2）直接持ち込みがあった場合
- （3）生態解明を進めるための調査研究に資する必要がある場合

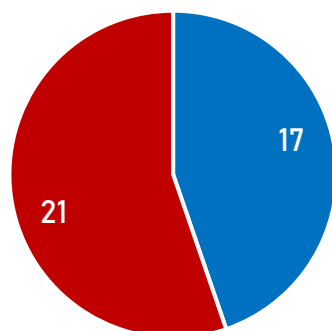
(3) 救護個体から収集する情報の内容・項目 (回答自治体数 38)



その他 (自由記述)

- ・年齢は求めているが、成・幼の別は報告を求める。
- ・委託先によってはその他項目の記録がある可能性あり。
- ・推定年齢、性別、体重、転帰時体重は鳥獣保護センターでのみ収集。動物診療施設で収集しない。
- ・推定年齢や体重等、保護個体を限定して記録が取れる範囲で記録する
- ・推定年齢→哺乳類 (成、亜成、授乳中、授乳後)、鳥類 (成、幼羽が残る若鳥、巣立ち、巣内) で区分分けしている
- 発見日時→発見日のみ (時間は未確認)
- 持込者→一般人は未確認
- ・「体重」「発見日時」「発見者」は委託先により収集しているところとしていないところがある。
- ・状況に応じて個体からわかる情報を記録している。
- ・飼育日数
- ・年齢は成・幼・亜成のみの推定記録
- 発見者等の個人情報連絡にのみ使用し、救護個体収容後破棄している

(4) - 1 救護関連情報を公開していますか (回答自治体数 38)



■ 公開している ■ 公開していない

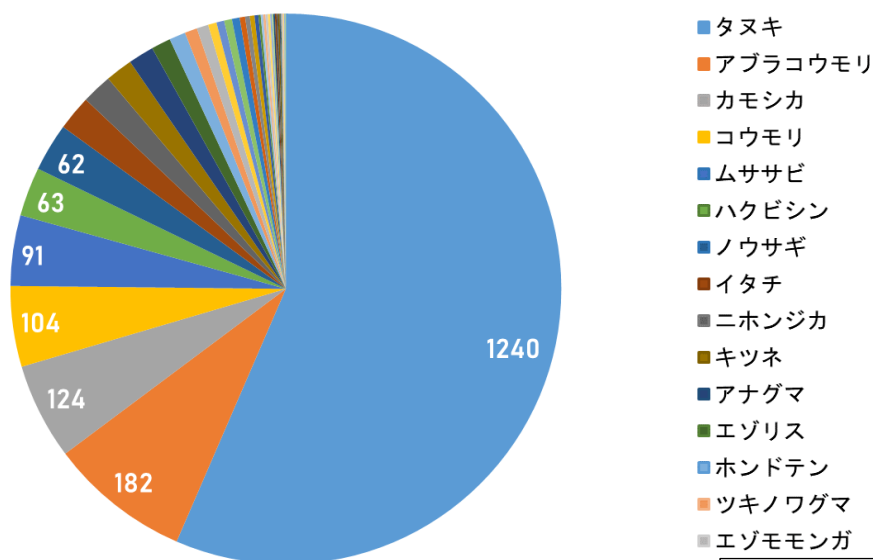
(4) - 2 「公開している」と回答した場合、どのような情報を公開していますか
公開している情報は、以下参照。(回答自治体数 17)

公開内容	公開自治体数
救護実績	5
保護場所、保護原因、救護時のフロー、救護対象外種	3
処置数、救護機関一覧・問い合わせ先、野生復帰率、種名、転帰、傷病鳥獣を見かけたら	2
保護種数、救護対象鳥獣、鳥獣の搬入方法、野生動物保護の Q&A、野生動物救護獣医師リスト、鳥獣保護センター施設概要、鳥獣保護センター活動内容、傷病鳥獣救護の考え方、野生鳥獣救護のあり方、死亡率、収容月別の種別・転帰・原因別・発見地域別の各個体数、受付番号、分類、性別・雌雄、年齢、保護月日、受付時体重、転帰時体重	1

公開は主に HP 上で行われており、「公開している」と回答した 17 自治体の内、1 自治体は自治体独自の環境白書にて情報を公開しており、1 自治体は機関紙上で情報公開を行っていた。

(5) 平成30年度～令和3年度(過去4年)に救護した鳥獣種と個体数を教えてください

哺乳類



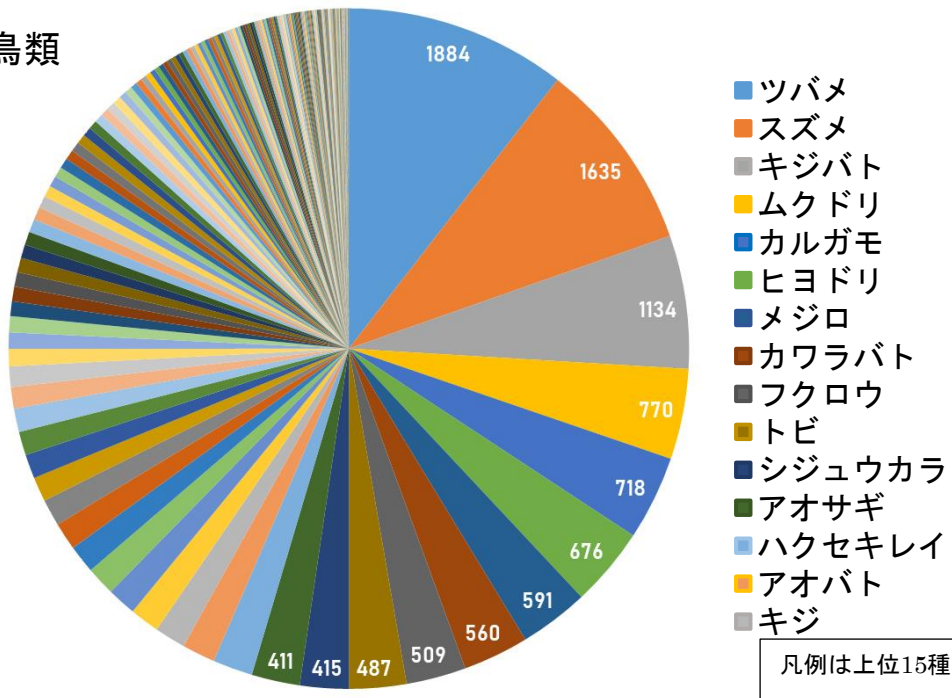
凡例は上位15種

順位	種名	個体数	自治体数
1	タヌキ	1240	28
2	アブラコウモリ	182	14
3	カモシカ	124	10
4	コウモリ	104	7
5	ムササビ	91	15
6	ハクビシン	63	7
7	ノウサギ	62	12
8	イタチ	45	10
9	ニホンジカ	39	7
10	キツネ	35	9
11	アナグマ	33	8
12	エゾリス	25	1
13	ホンドテン	21	5
14	ツキノワグマ	16	1
15	エゾモモンガ	15	1
16	ゴマフアザラシ	11	1
17	コウモリ類	10	3
17	ニホンヤマネ	10	5
17	カヤネズミ	10	3
20	シベリアイタチ	7	1
21	エゾユキウサギ	6	1
21	ヒナコウモリ	6	2
21	ハタネズミ	5	1
24	イノシシ	3	3
24	ウサギコウモリ	3	1
24	ヒメオホヒゲコウモリ	3	1

順位	種名	個体数	自治体数
24	アカネズミ	3	2
24	ヒミズ	3	1
29	ニホンザル	2	2
29	イイズナ	2	1
29	ミンク	2	2
29	チチブコウモリ	2	1
29	ヌートリア	2	1
34	ノイヌ	1	1
34	オコジョ	1	1
34	モモンガ	1	1
34	コテングコウモリ	1	1
34	ジネズミ	1	1
34	ハムスター	1	1

※哺乳類・鳥類ともに「25 個体以上」と回答した場合の個体数は「25」として集計。

鳥類



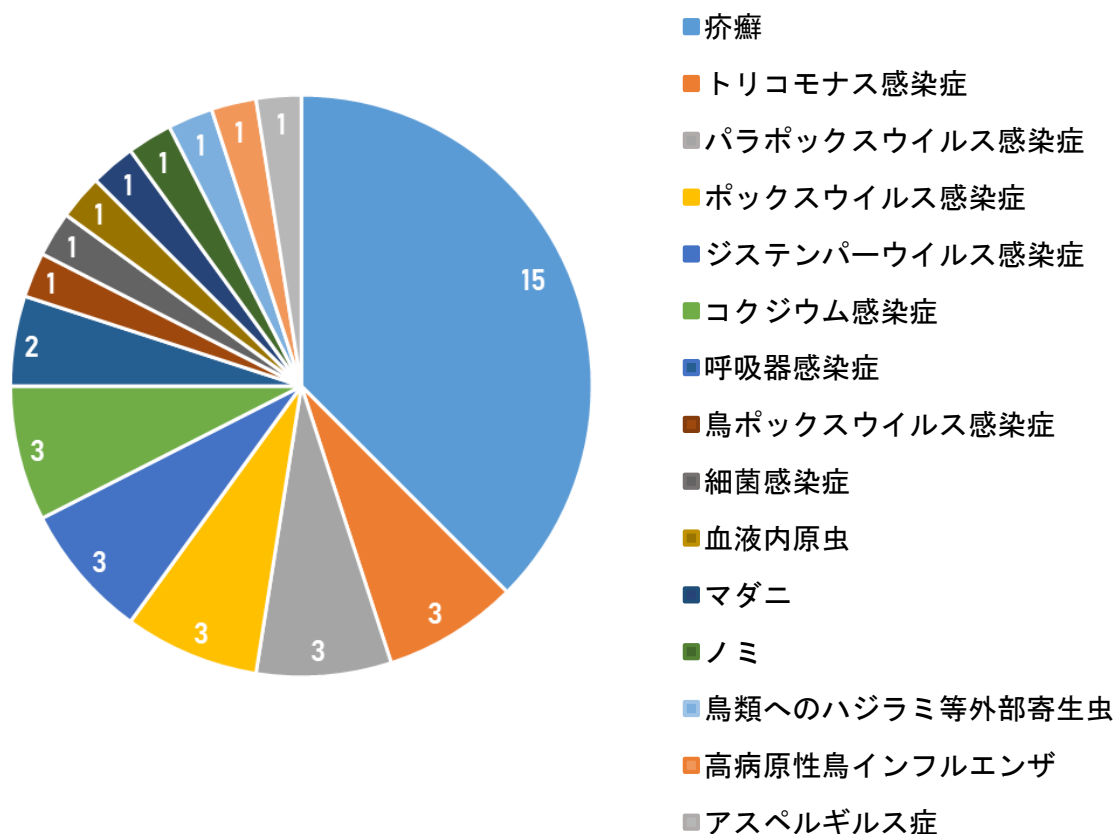
順位	種名	自治体数	合計
1	ツバメ	31	1884
2	スズメ	25	1635
3	キジバト	29	1134
4	ムクドリ	25	770
5	カルガモ	25	718
6	ヒヨドリ	27	676
7	メジロ	25	591
8	カワラバト	24	560
9	フクロウ	32	509
10	トビ	27	487
11	シジュウカラ	23	415
12	アオサギ	28	411
13	ハクセキレイ	22	340
14	アオバト	22	282
15	キジ	20	265
16	カワセミ	27	252
17	コハクチョウ	8	247
18	チョウゲンボウ	22	247
19	カワラヒワ	23	239
20	ハヤブサ	31	235

※表に掲載しているのは上位20種。全回答結果は巻末参照。

その他

クサガメ	2
カメ	1
ニホンイシガメ	1
スズキ	2

(6) これまでに救護個体で確認されたことのある感染症と鳥獣種の組み合わせを教えてください (回答自治体数 17)



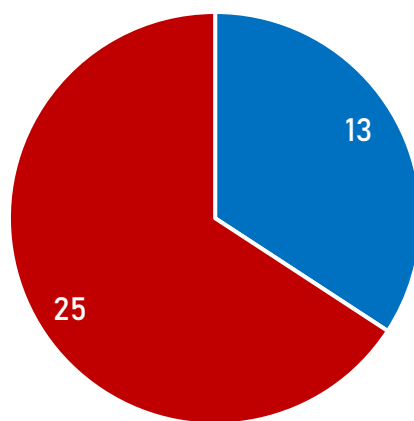
※円グラフの「ジステンパーウイルス感染症」には「イヌジステンパーウイルス感染症」も含む

鳥獣種	感染症 (自治体数)
タヌキ	疥癬(15)、イヌジステンパーウイルス感染症(2)、ジステンパーウイルス感染症(1)、コクシジウム症(1)、マダニ(1)
キツネ	疥癬(4)、イヌジステンパーウイルス感染症(1)、マダニ(1)
ニホンカモシカ	疥癬(4)、パラポックスウイルス感染症(3)、ポックスウイルス感染症(1)
ハクビシン	疥癬(1)、ジステンパーウイルス(1)
ニホンアナグマ	イヌジステンパーウイルス感染症(1)
テン	ジステンパーウイルス感染症(1)
ムササビ	ノミ(1)
鳥類 ※種別の感染症は 下表参照	コクシジウム症(3)、トリコモナス感染症(3)、呼吸器感染症(2)、ポックスウイルス感染症(2)、鳥ポックスウイルス感染症(1)、高病原性鳥インフルエンザ(1)、アスペルギルス症(1)、細菌感染症(1)、血液内原虫(1)、ハジラミ等外部寄生虫(1)

※鳥種別の感染症

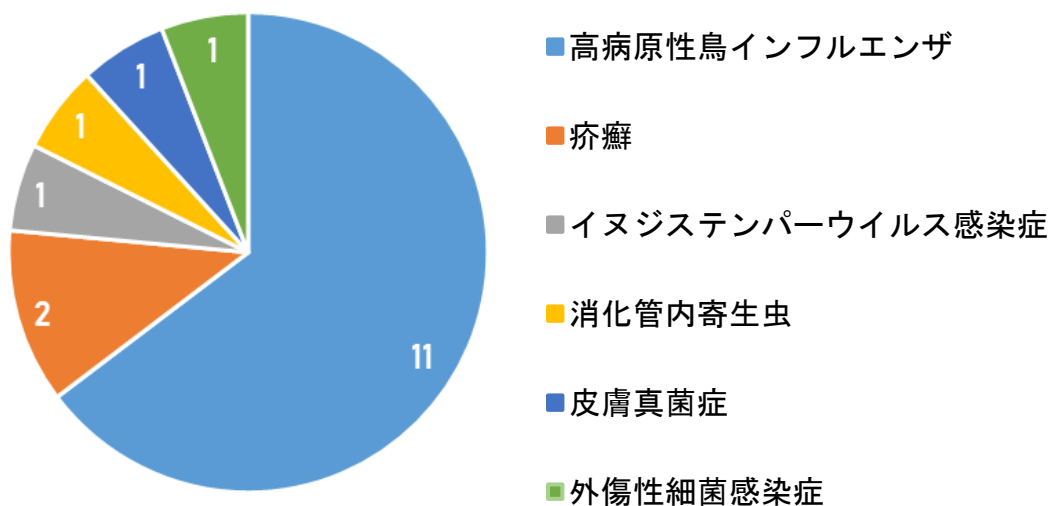
鳥種	感染症（自治体数）
ハト(種不明)	トリコモナス感染症(2)、コクシジウム感染症(1)、アスペルギルス症(1)
オオタカ	トリコモナス感染症(1)、ポックスウイルス感染症(1)
ハヤブサ	高病原性鳥インフルエンザ(1)、コクシジウム症(1)
キジバト	ポックスウイルス感染症(1)
スズメ	コクシジウム感染症(1)
シジュウカラ	コクシジウム感染症(1)
ツバメ	呼吸器感染症
メジロ	細菌感染症
フクロウ	血液内原虫
マガモ	呼吸器感染症
コハクチョウ	呼吸器感染症
猛禽類	寄生虫
ウミネコ等海鳥	寄生虫
オオバン	コクシジウム感染症

(7) - 1 救護個体を対象に、傷病の発生要因の究明を目的とした感染症の検査を行っていますか（回答自治体数 38）

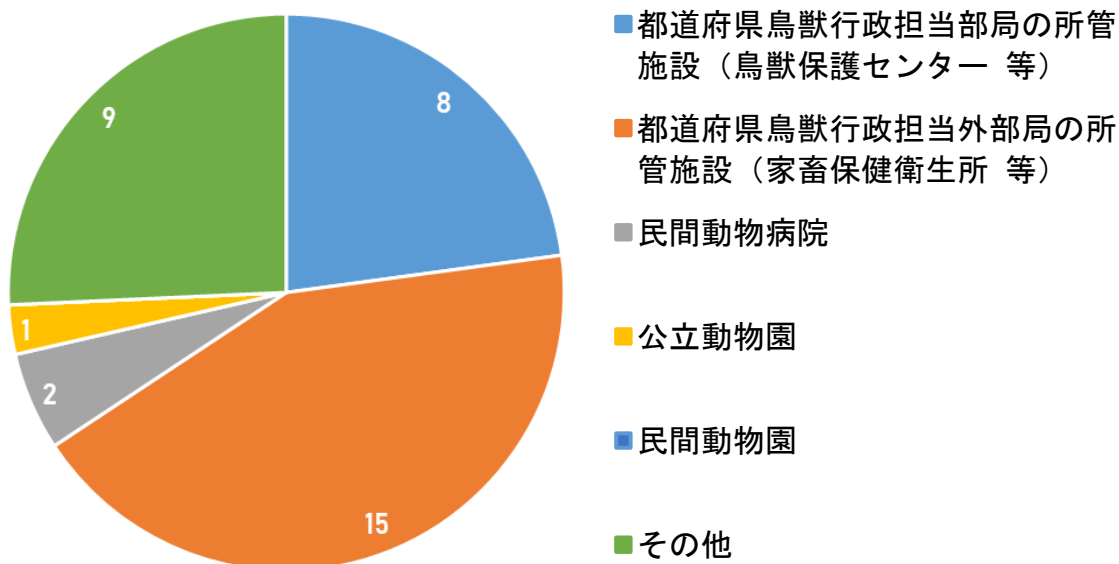


■はい ■いいえ

(7) -2 「はい」と回答した場合、検査を実施している感染症を教えてください（回答自治体数 13）



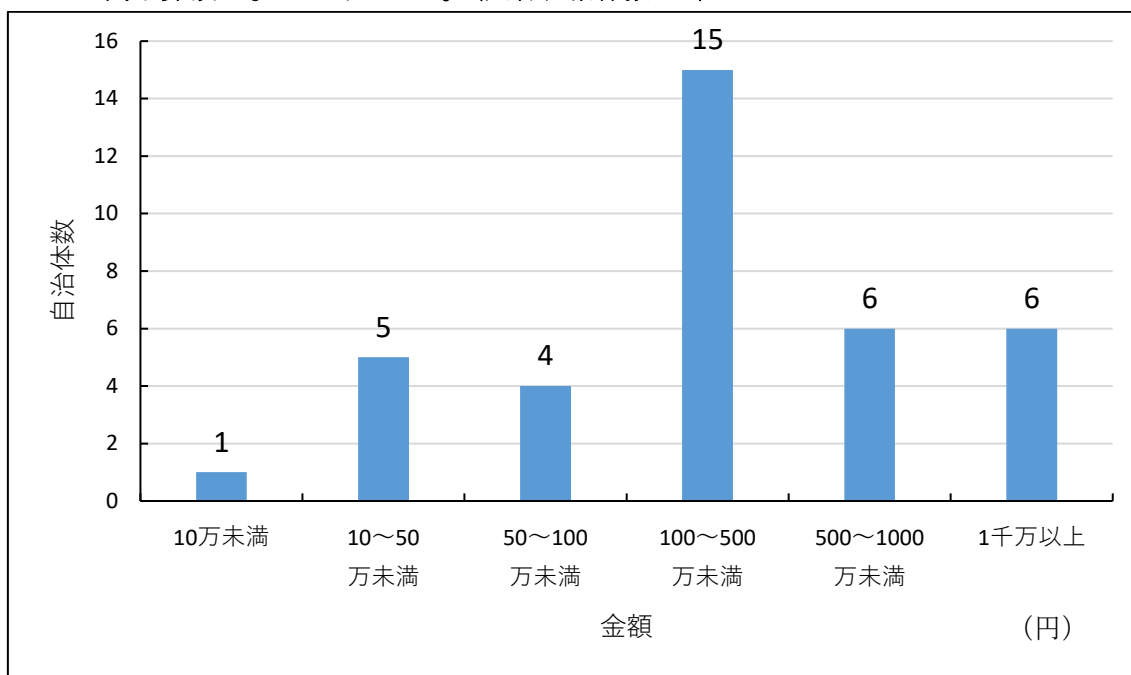
(8) - 1 感染症検査を実施している施設を教えてください (回答自治体数 35)



(8) - 2 「その他」と回答した場合の具体的な答え (回答自治体数 9)

- ・実施していない (4)
- ・高病原性鳥インフルエンザのみ鳥獣行政担当部局の所管施設で実施 (3)
- ・高病原性鳥インフルエンザのみ民間検査機関で実施 (1)
- ・SFTS は鳥獣行政担当外部局の所管施設 (1)
- ・高病原性鳥インフルエンザのみ鳥獣行政担当部局の所管施設で実施、死体の場合は民間で委託検査を行う。(1)

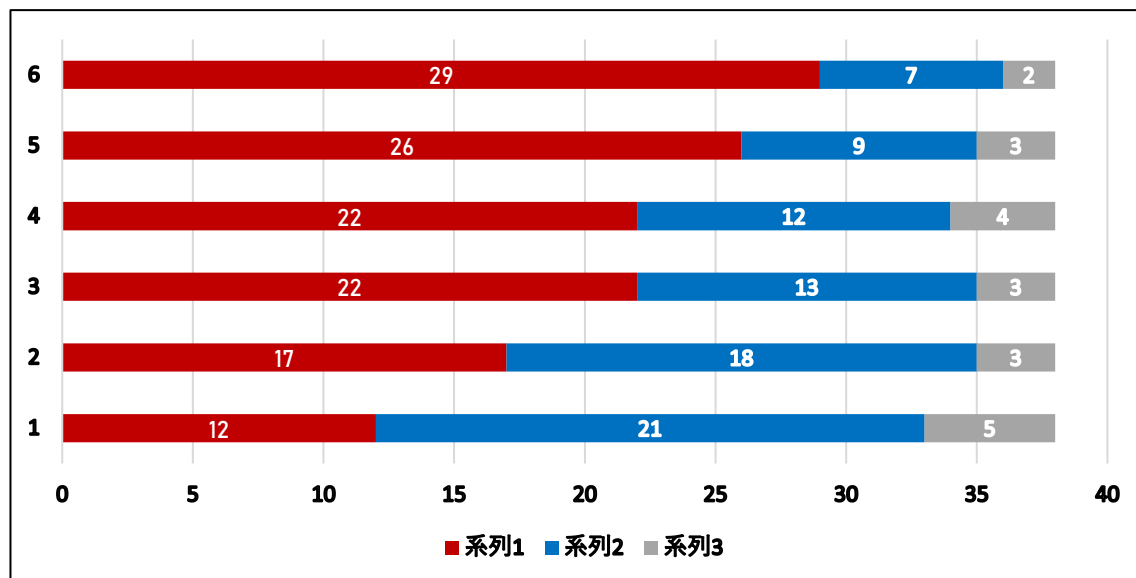
(9) 平成30年～令和3年度（過去4年間）における傷病鳥獣救護に係るおおよその年間予算額を教えてください。（回答自治体数 37）



※1 自治体は傷病鳥獣救護の予算を切り分けて回答できないとの事で集計から除外

※1 自治体は直近の単年度（R4年度）年間予算を回答

(10) 感染症の検査実施における制約・課題を教えてください (回答自治体数 38)



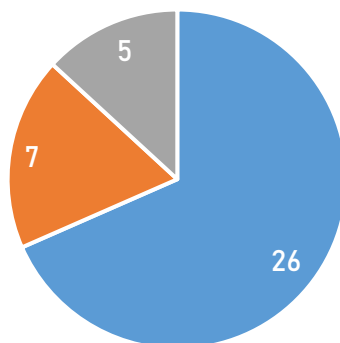
その他 (自由記述)

- ・ 傷病鳥獣救護施設の人員体制や予算などの制約上、現行以上に感染症の検査を実施することは難しい。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ及びCSFの検査のみを実施。
- ・ 県民の生命財産に重大な影響がある感染症 (鳥インフルエンザ, 豚熱) に限り実施しているところであり, その他の感染症に関しては法律上の位置づけや緊急性などの検査を必要とする位置づけがなければ検査そのものが実施できない。
- ・ 本県の傷病鳥獣救護事業では, 基本的に外傷がある場合のみ保護治療対象である。傷病個体は動物診療施設に持ち込まれ, 視診により感染症疑いを判断するため, 皮膚病である疥癬症等の皮膚寄生虫以外は診断しない。ただし, 野鳥が原因不明に衰弱しており, 鳥インフルエンザ検査の対象と思われる場合は鳥獣保護センターに持ち込み検査を実施する。(実績はない)
- ・ 救護個体の感染症確認を実施していない
- ・ 職員数が少なく余裕がないため感染症検査を行える余裕がない。隔離環境を維持することができない
- ・ 傷病鳥獣個体の感染症検査については委託先の救護ドクターにて必要に応じて検査を実施しているため, 各施設の設備詳細を把握していない。
- ・ 実際に収容されるもので哺乳類は少ないこともあり, 現状は人獣共通感染症などへの対処はまったく検討されておらず, 鳥インフルエンザへの環境省等国の対策にのみ追従している状態。SF TSなどの懸念・狂犬病などの海外からの流入の可能性等からいざという時に検査依頼もしくは判断の補助が受けられる機関との協力体制が望まれるが, 県内での対応は困難と思われる。人間への医療福祉と動物 (家畜・ペット・野生鳥獣) への

包括的な視野に立った対策は、そのシステム構築まで考えると非常に困難と思われる。なるべく早期に対策を講じることが望まれるが、国などからある程度方向性を示してもらいようやく動き始める自治体が出てくると予想。緊急性はあるが、財政的にも人力的にも地方自治体は自発的に動けない。

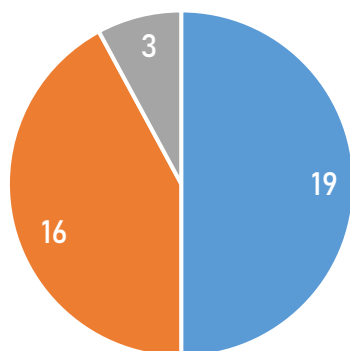
- 検査は感染症によっては担当部署が決まっている
- 感染症の疑いのある個体は救護しない。
- 解剖室、検査室、保管設備はあるが共通感染症、未知病原体に対して十分な安全対策が取れない。検査に係る時間的制約が大きい。

(11) - 1 救護個体から収集した情報はどのような媒体に記録していますか (回答自治体数 38)



■ 紙媒体+電子媒体 ■ 紙媒体のみ ■ 電子媒体のみ

(11) - 2 救護個体から収集した情報はどこに保管/保存していますか (回答自治体数 38)

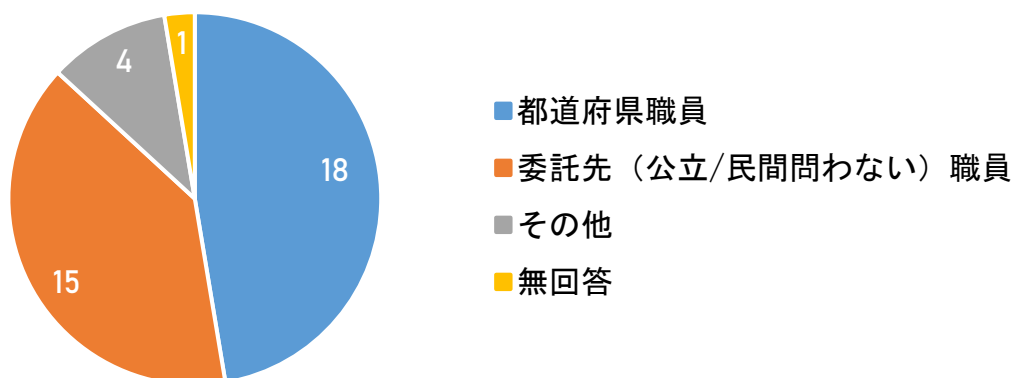


■ 都道府県
■ 都道府県と委託先
■ 委託先 (公立/民間問わない, 以下同じ)

(11) - 3 「その他」と回答した場合、具体的に教えてください。

・種名、発見場所、救護施設収容日、転帰のみ県でも保管。その他の項目は委託先のみで保管。

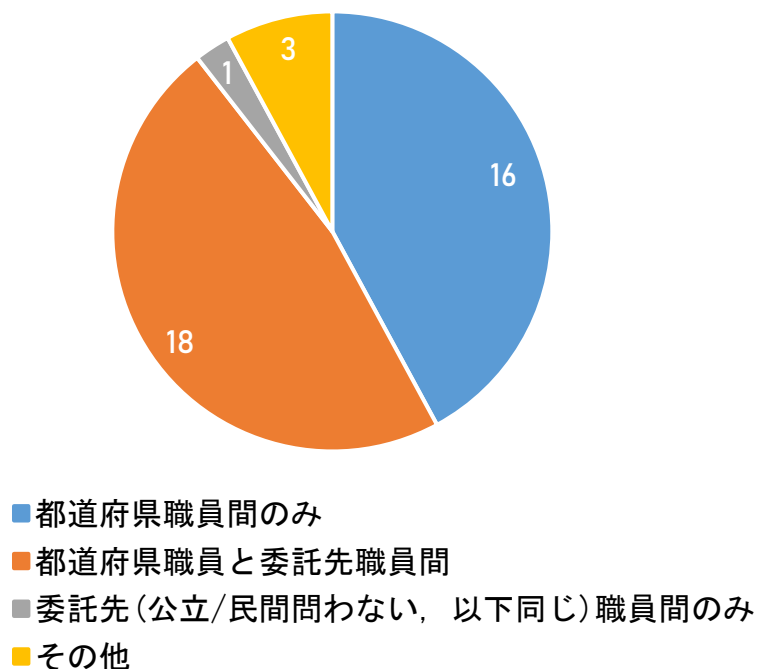
(11) - 4 救護個体から収集した情報を記録媒体に記入/入力しているのは誰ですか
(回答自治体数 38)



(11) - 5 「その他」と回答した場合、具体的に教えてください

- ・都道府県職員、および委託先職員双方 (入力内容は異なる) (3)
- ・紙については、委託先職員、電子については都道府県職員。(1)

(11) - 6 救護個体から収集した情報が共有されている範囲を教えてください



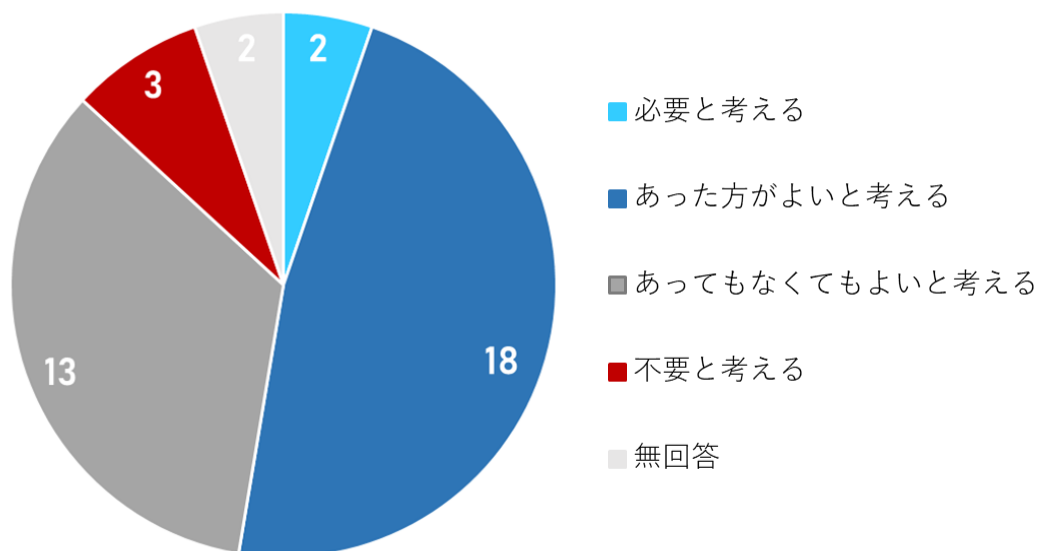
(11) - 7 その他と回答した場合、具体的に教えてください

- 鳥インフルエンザが確認された個体については、ホームページ等で公表。それ以外は都道府県職員間のみ
- 自治体職員、施設所在市職員、委託先職員、獣医師協会担当者及び関係団体（野鳥の会、愛護団体等）担当者、（自治体の自然環境保全センター受入分は一部 WEB 公開）
- (4) - 2 の公開と同じく基本的には、収容数・転帰などのデータは県内鳥獣行政担当職員他。診療簿（救護治療中の記録）や保護時のデータなどは「愛鳥センター」内のみ。研究への協力などの際は検体個体の保護場所や保護時の様子なども保護者の個人情報以外は求められれば提供。
- 種名、発見場所、救護施設収容日、転帰のみ自治体でも保管。その他の項目は委託先のみで保管。

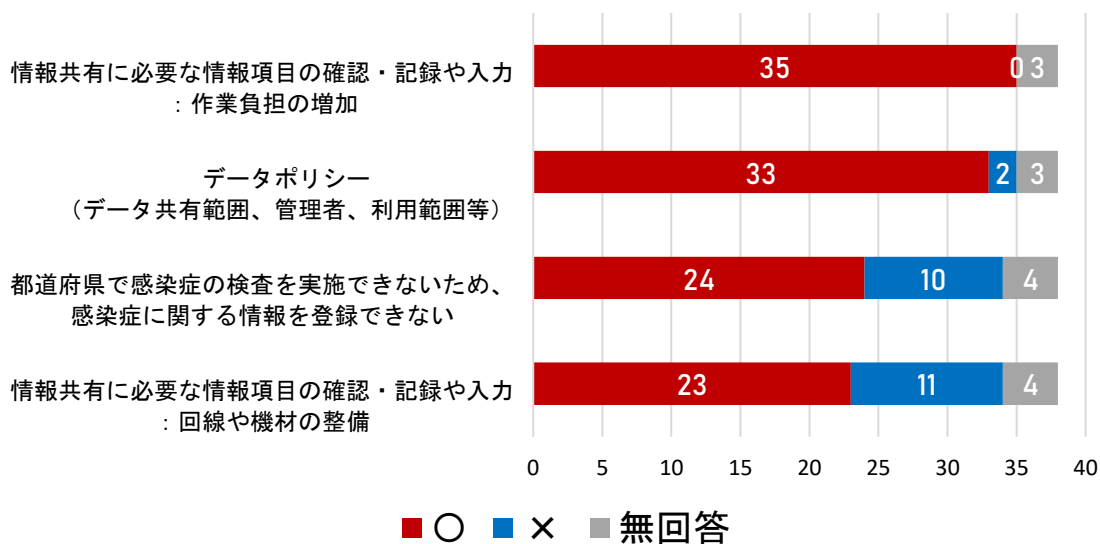
(12) 救護個体から収集した情報を活用し、効果的な対策に繋がった事例があれば教えてください

- ・ネコが原因での傷病鳥獣保護が多かったため、HP や SNS を通じて室内飼いを勧めるようにした。
- ・誤認保護防止を防ぐために HP や SNS を通じて普及啓発を行った。
- ・保護されたハヤブサについて鳥インフルエンザ簡易検査を行ったことで、全国に先駆けて高病原性鳥インフルエンザの感染を確認し、国全体の早期の対応に繋がった。

(13) - 1 救護個体から収集した感染症に関する情報を集約し、全国的な発生状況等を確認できるような情報共有をオンラインで行う仕組みの整備についてご意見をお聞かせください (回答自治体数 38)



(13) - 2 オンラインでの全国的な情報共有の仕組みが整備された場合、協力するにあたって、制約・課題と考えられるものを教えてください (回答自治体数 38)



その他の回答

・傷病鳥獣救護施設の人員体制や予算の制約上、現行以上に感染症の検査を実施することは難しい。

- 行政事業における傷病鳥獣救護の適用範囲は、法律上の位置づけや財政支援の位置づけが明確でなく、かつ今回の質問において問われている感染症の記録等を行うことが鳥獣保護行政の中においてどうしても必要なのが不明瞭であるとともに、そもそも都道府県行政の行うべき事務範疇なのかが判断できない。国・県等の役割分担、当該対応が行政事務として必要である理由、緊急度を考慮し、法律などの国民的議論のもとに検討されるべきである。
- 継続的に感染症の記録を取る場合、人材育成できる環境が必要
- 負担増により傷病鳥獣の受入キャパシティに影響する場合は対応が不可能
- (13) - 1にある仕組みがあったら良いと考えるが、(13) - 2の回答のとおり、協力は難しいと考える。
- 感染症の疑いのある個体は救護していない。(将来的に加える予定はありません)
- 人に感染したり、経済産業の観点から重要と思われる感染症については、既に保健所への届け出等の既存システムがあるため、それらとの差別化・アドバンテージをどのように打ち出すか検討の余地があるのでは？
- 「感染症」がヒトと動物の共通感染症かどうかによって検査体制、機器整備、安全対策など対応が異なる
- 管理できない野生動物に対して感染症の感染状況のみを把握し提供することは、いらぬ不安を煽る他、ゼロリスクを求め、野生動物に対する人畜感染症対策や駆除等を求められる懸念がある。

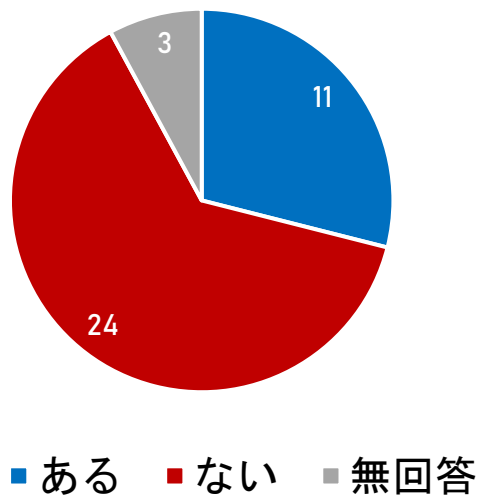
(14) 全国的に傷病鳥獣等において検査をすべきと考える感染症名、対象鳥獣等について、ご意見があれば理由も含め記載してください

病名	対象鳥獣	理由	自治体数
SFTS	マダニ・野生動物、シカ、イノシシ、アライグマ等	野生動物の感染状況を把握することが、人や家畜、愛玩動物の感染症の予防につながるため。	3
鳥インフルエンザ	鳥類・時期や流行地によっては哺乳類も	—	1
豚熱	—	—	1
エキノコックス	罹患可能性のある動物種に広く	—	1
寄生虫	—	—	1
トキソプラズマ症	—	タヌキ→ネコと生活圏が交差することも多いので。	1
レプトスピラ症	—	タヌキ→ネコと生活圏が交差することも多いので。	1
狂犬病	シカ、イノシシ、アライグマ、ウサギ等	野生動物の感染状況を把握することが、人や家畜、愛玩動物の感染症の予防につながるため。	1
ウエストナイル熱	野鳥	野生動物の感染状況を把握することが、人や家畜、愛玩動物の感染症の予防につながるため。	1
人獣共通感染症	—	職員の安全を保つため	1

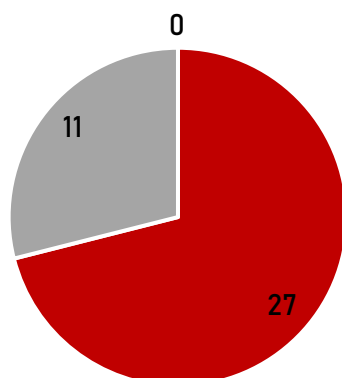
その他具体的な回答内容

- ・傷病鳥獣を検査すべきか否かについては、国民の生命・財産に重大な影響を与えるものに限定すべきであり、例えば家畜に影響がある伝染病であれば家畜伝染病予防法などの法的位置づけがある病気と対象鳥獣との関連性が明確なものなど、法律上の位置づけをまずは整理すべきであり、そのうえで適切な財源措置を行うべきである。一般の傷病鳥保護については、その性質からボランティア的性格が強く、感染症の危険があるため、確認や情報収集は不適切であり、その他の枠組みを新規に国が検討すべきではないか。
- ・人獣共通感染症及び家畜伝染病のうち、野生動物の感染状況を把握することが、人や家畜、愛玩動物の感染症の予防につながる疾病（野生動物の感染症対策については所管省庁が不明のため、公衆衛生、家畜衛生、生態系保全の3つの観点を視野に入れて回答しています。）

(15) これまでに環境省等の事業に協力し、救護個体の死体もしくは臓器を検体として送付した実績がありますか

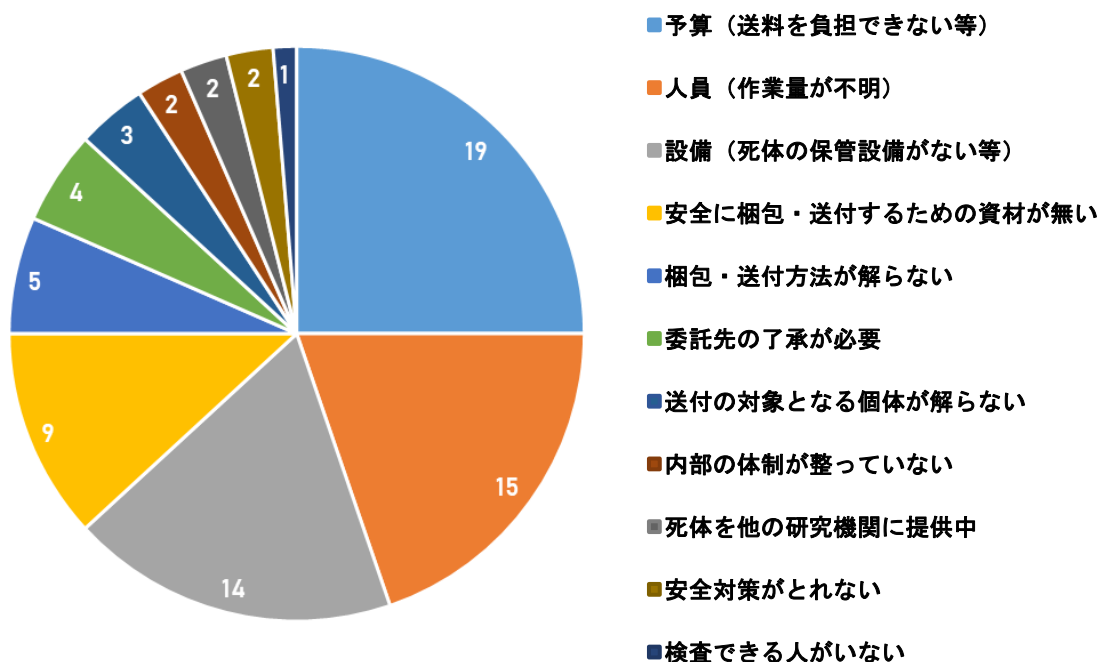


(16) - 1 野生鳥獣における感染症の全国的な発生状況のモニタリング等に役立てるため、救護個体（死体もしくは臓器）を検査に用いるための検体として提供いただくことにご協力いただけますか（回答自治体数 38）



■ 直ちに協力できる ■ 条件を整えば協力できる ■ 協力できない

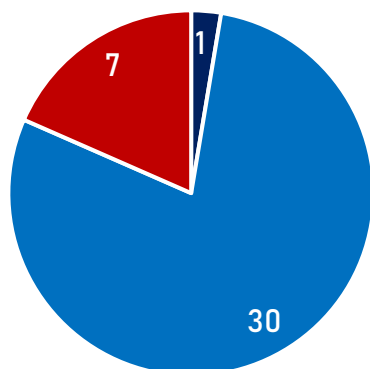
(16) - 2 「条件を整えば協力できる」と回答した場合、理由を具体的に教えてください（回答自治体数 28）



その他回答

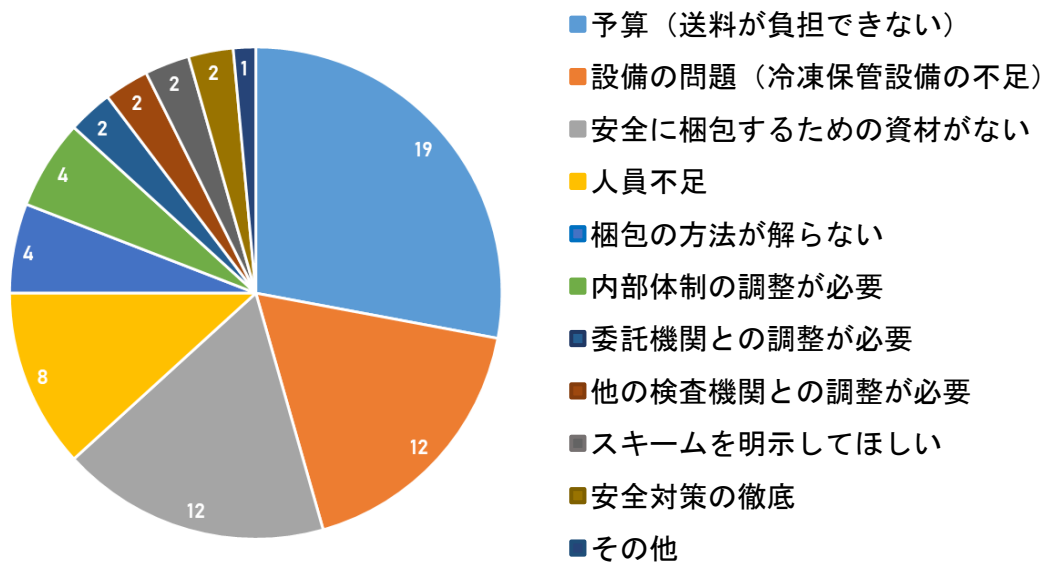
- ・状況判断するためのマニュアルが欲しい（1）
- ・死体の回収は行ってない（1）
- ・感染症が疑われる鳥獣は保護対象でない（1）

(17) - 1 救護個体以外にも、高病原性鳥インフルエンザサーベイランス等の調査で回収した死亡鳥獣を検査に用いるための検体として提供いただくことにご協力いただけますか（回答自治体数 38）



■ 直ちに協力できる ■ 条件が整えば協力できる ■ 協力できない

(17) - 2 「条件が整えば協力できる」と回答した場合、理由を具体的に教えてください（回答自治体数 30）



その他回答

- ・ 予算、設備、人手等の何が必要かによって協力を検討する必要がある。
- ・ 検査個体数や費用など、県側に負担とならないようにしてほしい。
- ・ 職員の負担が増加する恐れがあるため手続きを簡略化してほしい。
- ・ 特定都道府県だけでなく、全国的な仕組みとして検討することが適当。

設問（５）鳥類救護実績の全回答

科名	目名	種名	合計	科名	目名	種名	合計		
キジ	キジ	エゾライチョウ	1	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	6		
		ウズラ	9	ゲンカンドリ	カツオドリ	オオゲンカンドリ	1		
		ヤマドリ	17			コゲンカンドリ	1		
		キジ	335	アカアシカツオドリ	2				
カモ	カモ	ヒシクイ	2	カツオドリ		カツオドリ	3		
		マガン	11	ウ		ヒメウ	2		
		コバクチョウ	9			カワウ	80		
		コハクチョウ	252			ウミウ	18		
		オオハクチョウ	149	サギ	ペリカン	ヨシゴイ	11		
		オシドリ	16			オオヨシゴイ	3		
		オカヨシガモ	7			ミゾゴイ	14		
		ヨシガモ	6			ゴイサギ	155		
		ヒドリガモ	17			ササゴイ	40		
		マガモ	127			アカガシラサギ	1		
		カルガモ	863			アマサギ	21		
		ハシビロガモ	11			アオサギ	488		
		オナガガモ	10			ダイサギ	121		
		シマアジ	1			チュウサギ	86		
		トモエガモ	1			コサギ	88		
		コガモ	91			クロサギ	3		
		ホシハジロ	14			トキ		クロツラヘラサギ	1
		キンクロハジロ	27				クイナ	ツル	クイナ
		スズガモ	76			シロハラクイナ			4
		コスズガモ	3			ヒメクイナ			1
		シノリガモ	2			ヒクイナ			9
		ビロードキンクロ	2	バン	35				
		クロガモ	17	オオバン	218				
		ホオジロガモ	6	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ	8		
		ミコアイサ	1			ホトトギス	12		
		カワアイサ	10			ツツドリ	26		
		ウミアイサ	4			カッコウ	19		
		カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	29	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	30
				アカエリカイツブリ	36	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ	3
				カンムリカイツブリ	148			アマツバメ	3
				ミニカイツブリ	2			ヒメアマツバメ	22
ハジロカイツブリ	7			チドリ	チドリ	タゲリ	2		
ネットアイチョウ	1	ケリ	17						
ハト	ハト	カラスバト	1			ムナグロ	1		
		キジバト	1292			ハジロコチドリ	1		
		シラコバト	1			コチドリ	15		
		ベニバト	11	シロチドリ	3				
		アオバト	318	メダイチドリ	3				
アビ	アビ	ズアカアオバト	18	シギ		ヤマシギ	70		
		アビ	5			アマミヤマシギ	6		
		オオハム	2			オオジシギ	5		
アホウドリ	ミスナギドリ	シロエリオオハム	5			タンギ	20		
		コアホウドリ	9			チュウシャクシギ	3		
ミスナギドリ	ミスナギドリ	クロアシアホウドリ	4			クサシギ	1		
		フルマカモメ	9			キアシシギ	1		
		オオシロハラミスナギドリ	2			イソシギ	2		
		ハグロシロハラミスナギドリ	1			ヒメハマシギ	1		
		シロハラミスナギドリ	8			トウネン	3		
		オオミスナギドリ	248			ハマシギ	1		
		オナガミスナギドリ	2			アカエリヒレアシギ	28		
		ハイロミスナギドリ	3			ハイロヒレアシギ	1		
		ハシボソミスナギドリ	17			タマシギ	1		
		マンクスミスナギドリ	1			カモメ		クロアジサシ	2
		セグロミスナギドリ	1					ミツユビカモメ	5
		アナドリ	2			ユリカモメ	23		
		ウミツバメ		クロコシジロウミツバメ	2	ウミネコ	165		
ヒメクロウミツバメ	3			カモメ	50				
コシジロウミツバメ	11			ウシカモメ	2				
オーストンウミツバメ	2			セグロカモメ	19				
クロウミツバメ	1			オオセグロカモメ	43				
ハイロウミツバメ	3			オオアジサシ	1				

科名	目名	種名	合計	科名	目名	種名	合計		
ツバメ	スズメ	ツバメ	2417	カモメ	チドリ	コアジサシ	2		
		リュウキュウツバメ	1			セグロアジサシ	11		
		コシアカツバメ	59			アジサシ	1		
		イワツバメ	72			オトウゾクカモメ	1		
ヒヨドリ		ヒヨドリ	809	トウゾクカモメ		ハシブトウミガラス	5		
ウグイス		ウグイス	248	ウミスズメ		ケイマフリ	1		
		ヤブサメ	24			ウミスズメ	4		
エナガ		エナガ	10			コウミスズメ	1		
ムシクイ		ムジセッカ	1			ウトウ	4		
		カラフトムジセッカ	1	ミサゴ	タカ	ミサゴ	95		
		オオムシクイ	7	タカ		ハチクマ	4		
		メボソムシクイ	115			トビ	649		
		エゾムシクイ	12			オジロワシ	7		
		センダイムシクイ	99			オオワシ	4		
				チュウヒ		5			
メジロ		メジロ	646			ツミ	110		
センニュー		シマセンニュー	10			ハイタカ	142		
		オオセッカ	1			オオタカ	239		
ヨシキリ		エゾセンニュー	4			サシバ	26		
		オオヨシキリ	9			ノスリ	221		
		コヨシキリ	1			クマタカ	10		
セッカ		セッカ	5						
レンジャク		キレンジャク	21	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	139		
		ヒレンジャク	24			コノハズク	52		
ゴジュウカラ		ゴジュウカラ	19					リュウキュウコノハズク	23
ミソサザイ		ミソサザイ	2					フクロウ	581
ムクドリ		ムクドリ	1001					アオバズク	206
		コムクドリ	22					トラフズク	38
カワガラス		カワガラス	2			コミミズク	32		
ヒタキ		マミジロ	1	ヤツガシラ	サイチョウ	ヤツガシラ	1		
		トラツグミ	48	カワセミ	ブッポウソウ	アカショウビン	118		
		クロツグミ	31			カワセミ	294		
		マミチャジナイ	5			ヤマセミ	6		
		シロハラ	175	ブッポウソウ		ブッポウソウ	8		
		アカハラ	16	キツツキ	キツツキ	アリスイ	2		
		ツグミ	233			コゲラ	41		
		ノハラツグミ	1			オオアカゲラ	3		
		コマドリ	20			アカゲラ	34		
		アカヒゲ	2			アオゲラ	45		
		ノゴマ	15			ヤマゲラ	1		
		コルリ	10	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	307		
		ルリビタキ	13			コチョウゲンボウ	8		
		ジョウビタキ	66			チゴハヤブサ	14		
		ノビタキ	3			ハヤブサ	281		
		インヒヨドリ	191	ヤイロチョウ	スズメ	ヤイロチョウ	3		
		エゾビタキ	4	サンショウクイ		サンショウクイ	1		
		サメビタキ	5	カササギヒタキ		サンコウチョウ	7		
		コサメビタキ	9	モズ		チゴモズ	2		
	キビタキ	129		モズ		116			
	オオルリ	70		アカモズ		2			
イワヒバリ		ヤマヒバリ	1	カラス		カケス	8		
スズメ		ニューナイスズメ	2			ルリカケス	19		
		スズメ	2097			オナガ	104		
		キセキレイ	19			カササギ	17		
セキレイ		ハクセキレイ	406			コクマルガラス	1		
		セグロセキレイ	59			ハシボンガラス	107		
		タヒバリ	2			ハシブトガラス	128		
		アトリ	5	ククイタダキ		ククイタダキ	20		
アトリ		カワラヒワ	284	シジュウカラ		ハシブトガラ	3		
		マヒワ	39			コガラ	7		
		ベニヒワ	2			ヤマガラ	56		
		ギンザンマシコ	1			ヒガラ	31		
		イスカ	9			シジュウカラ	433		
		ウソ	12	ヒバリ		ヒメコウテンシ	1		
		シメ	47			ヒバリ	40		
		イカル	29	ツバメ		ショウドウツバメ	1		

科名	目名	種名	合計
ホオジロ		ホオジロ	56
		カシラダカ	2
		ミヤマホオジロ	3
		ノジコ	3
		アオジ	38
		クロジ	2
		オオジュリン	1

その他種名でない回答、飼養鳥と思われる回答等

種名	合計
コウライキジ	4
シャモ	1
クジャク（種不明）	1
カモ科（種不明）	80
アイガモ	11
ハクチョウ（種不明）	33
ハト（種不明）	119
ヤマバト	2
レースバト	29
愛玩鑑賞ハト	2
クイナ科（種不明）	1
ミズナギドリ（種不明）	8
ウミツバメ科（種不明）	1
サギ科（種不明）	90
カッコウ科（種不明）	1
チドリ科（種不明）	1
シギ科（種不明）	14
ヒレアシシギ属（種不明）	1
タカ科（種不明）	9
フクロウ科（種不明）	4
ミミズク（種不明）	4
モリフクロウ	1
カワセミ科（種不明）	2
ハヤブサ科（種不明）	1
カラス（種不明）	115
ヒバリ科（種不明）	1
ツバメ科（種不明）	4
ヒヨドリ科（種不明）	1
ムシクイ類（種不明）	7
ヒタキ科（種不明）	1
スズメ科（種不明）	6

種名	合計
セキレイ科（種不明）	40
アトリ科（種不明）	6
アオカワラヒワ	1
キンカチョウ	1
他鳥類62種	149
他鳥類74種	203